

北米におけるアーカイブズ記述規則の特性

図書館界の目録規則との比較をもとに

坂口 貴弘

【要 旨】

諸外国では1980年代以降、アーカイブズに関する情報をいかに記述すべきかを定めた「記述規則」の標準化が進んだ。なかでも北米のものは、先行して制定されていた図書館界の目録規則をベースにしており、両者の比較分析によって、アーカイブズの特性やアーカイブズ学の理論・原則をどのように記述規則に反映させようとしたのかが明確になる。本稿では、北米のアーカイブズ記述規則として米国のDescribing Archives: A Content Standard (DACS) とカナダのRules for Archival Description (RAD) 2008年改訂版を、図書館界の目録規則として英米目録規則第2版 (AACR2) をそれぞれ取り上げた。各規則の全体的な構成と記述項目の構成について比較した後、「タイトル」「日付」「数量」の項目に関する個々の規定内容について比較分析を行った。その結果、1)「原則の声明」を収録している、2) ISAD (G) 第2版が示す記述項目にほぼ対応している、3) タイトルについては記述担当者による補記が前提となっている、4) 日付については年・月・日の記載が基本となっている、といった特性が2つのアーカイブズ記述規則に共通してみられた。これらは、記述データの生成をめぐるアーキビストに求められる主体性と密接に関わる点であると思われる。

【目 次】

1. はじめに
2. 記述規則とは何か
 - 2.1 記述標準の類型
 - 2.2 研究の範囲
3. 北米における記述規則標準化の展開
 - 3.1 英米目録規則
 - 3.2 APPMからDACSへ
 - 3.3 RAD初版からRAD2008年改訂版へ
4. 構成の比較
 - 4.1 全体の構成
 - 4.2 記述項目の構成
5. 個別規定の比較
 - 5.1 タイトル
 - 5.2 日付
 - 5.3 数量
6. 考察
7. おわりに

1. はじめに

アーカイブズ資料の整理・記述手法が、図書館界において最も一般的である図書・逐次刊行物の整理・目録法とは異なる独自性を有することは、日本でも早くから指摘されてきた¹⁾。そのような考え方は1980年代以降、欧米のアーカイブズ学理論や国際アーカイブズ評議会(ICA)による国際標準ISAD(G)等の紹介・受容を通じて補強された。すなわち、出所原則、原秩序尊重の原則、集合的記述等といったアーカイブズ学固有の概念が理論的支柱として導入されたのである。その後、これらの理論・原則を現実の整理・記述実務の中でどうとらえるべきか、といった課題をめぐる試行が続けられてきた。昨今、アーカイブズの保存やデータベース化に対する関心が多様な分野において高まりつつある中であって、理論と実務を架橋する方法論や指針の開発は、日本のアーカイブズ界にとってますます重要な課題といえる。

開発が必要な方法論・指針の一種として、「記述規則」がある。膨大な資料を首尾一貫した方針・方式のもとに記述するための各種ルールのことであり、アーカイブズの目録やデータベースを作る際には欠かせない存在である。つまり、資料のタイトルをどのように付けるか、年代をどのように記載すべきか、数量をどう表現すればよいのか、といった問題への対処の仕方をあらかじめ決めておくことが、記述作業を円滑かつ適切に進めるためには必要不可欠となる。本稿ではこのような点について規定したルールの集合を「記述規則」と総称することにするが、日本のアーカイブズの場合、これらは所蔵機関や記述担当者の慣習または個別的対応によって決められることが多く、その研究や実態調査、標準化は十分に進んでこなかった²⁾。

翻って諸外国では、1980年代後半以降、アーカイブズ記述規則を全国規模で標準化しようとする動きが急速に進んだ。これらは日本における記述規則の標準化を考える際にも有用な示唆を与えてくれるものであり、規則の制定に至る経緯や理論的枠組み、国際標準にもたらした影響等については既に紹介がなされている³⁾。だが、上記のようなアーカイブズ独自の理論・原則をベースとした記述規則とは、具体的にどのようなものになるのであろうか。また、アーカイブズ記述規則とそれ以外の領域における記述規則とは、どこが同じでどこが異なるのであろうか。これらの課題については、概説的・理論的なレベルを越えて、個々の記述項目・規定レベルに踏み込んだ検討が十分になされているとはいえない⁴⁾。安藤正人の指摘のように、記述標準化とは「権威ある中央機関が標準規則を定めて公布すればいい」というような性質のもので

-
- 1) アーカイブズの独自性に対する認識の歴史的展開については、青山英幸、*アーカイブズとアーカイバル・サイエンス：歴史的背景と課題*、岩田書院、2004、195p. が詳しい。それによれば、山口県立山口図書館長であった鈴木賢祐氏は、昭和30年代初期の時点で「アーカイブズの固有な方法を主張する地点に立っていた」(p. 66)という。
 - 2) アーカイブズ記述規則の必要性自体は昭和30年代頃から繰り返し主張されている。最も早い段階の例としては、平井良朗、*近世文書整理の理論と実際*、図書館学会年報、1957、vol. 4, no. 1, p. 66-108.
 - 3) 安藤正人、「記録史料の編成と目録記述」、*記録史料学と現代：アーカイブズの科学をめざして*、吉川弘文館、1998、p. 174-194. や、森本祥子、「アーカイブズにおける記述標準化の動向」、*図書館目録とメタデータ：情報の組織化における新たな可能性*、日本図書館情報学会研究委員会編、勉誠出版、2004、p. 148-150.
 - 4) 欧米の記述規則の適用事例に関しては以下のものがある。MADについては、青山英幸、「記録史料記述国際標準による箱館奉行文書目録記述について」、*記録から記録史料へ：アーカイバル・コントロール論序説*、岩田書院、2002、p. 177-255. RADについては、ヒューゴ・L・P・ステイップ、「国際記述標準の理論と技法：ISAD(G)とISAAR(CPF)の活用法」、*記録史料記述の国際標準*、アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳、北海道大学図書刊行会、2001、p. 135-149.

はなく、専門職集団であるアーキビストが学問的な研究と討議にもとづいて合意していくという手順が不可欠⁵⁾である以上は、記述規則についての綿密な分析がまず必要となる。

そのための試みとして、本稿では北米のアーカイブズ記述規則を取り上げることにした。これらは、先行して制定されていた図書館界の目録規則（英米目録規則）に大きく依拠しつつ開発された経緯がある。両者を対比させることによって、アーカイブズ記述規則の立案者はどの点についてはアーカイブズ独自の原則・理論を反映させる必要があると考え、どの点については図書館界と同様の規則が適用できると考えたのかが明確になる。

本稿は、北米におけるアーカイブズ記述規則と英米目録規則とを、その構成及び個別規定の側面から比較することで、両者の相違点と類似点を具体的・実証的に明らかにしようとするものである。なお、アーカイブズ記述規則については米国とカナダ両国の事例を取り上げる。それによって、アーカイブズの特性を反映した記述規則にも様々なバリエーションがあることが理解しやすくなるとともに、多角的な比較分析が可能になると考えるためである。以下ではまず、記述標準の一類型としての記述規則という位置づけについて確認した後、分析対象である英米目録規則及び北米におけるアーカイブズ記述規則の成立と展開を概観する。その上で、規則の構成と個別の規定についてそれぞれ比較を行い、その結果に基づいてアーカイブズの特性を反映した記述規則のあり方を考察する。

2. 記述規則とは何か

本稿のキーワードである「記述規則」については、もう少し説明を要すると思われる。まず、アーカイブズに関する記述標準の中には「記述データの構造に関する標準」((data) structure standard)と「記述データの内容に関する標準」((data) content standard)があることについて述べておきたい⁶⁾。

2.1 記述標準の類型

structure standardとは、データベース等を構築する際に設定すべき記述項目（記述要素）やタグ、フォーマットを指定することによって、記述に「枠組み」「構造」を与えるものである。別の言い方をすれば、「何を記述すべきか」を定めている標準である。例えばMARCは独自のMARCフォーマットを、Encoded Archival Description (EAD)はXMLによるタグをそれぞれ規定している。

一方でcontent standardは、設定された記述項目等の枠組みの中で、それぞれのデータを「どのように記述すべきか」を定めている標準である。記述項目等を独自に指定する場合もあるが、EADのように具体的なタグ等を規定してはいないのが通常である。本稿で扱うのはこのcontent standardである。

5) 安藤正人。「記録史料の編成と目録記述」。記録史科学と現代：アーカイブズの科学をめざして。吉川弘文館、1998、p. 176。

6) なお、記述標準にはその他の類型も存在するし、別の分類法も可能である。以下も参照されたい。坂口貴弘。アーカイブズ情報のためのメタデータ標準をめぐる動向。アーカイブズ・ニューズレター。2006、no. 5、p. 10-11。

この二つはいわば車の両輪であり、いずれが欠けても検索手段の構築は困難になる。なお国際標準ISAD (G) は、記述項目ごとに若干の規則を示している点で両方の性質を有するともいえるが、実際の記述作業を行う場合、ISAD (G) の規則は簡略過ぎて不十分であるし、そもそもISAD (G) 自体が、別のcontent standardの存在を前提として作られている⁷⁾。structure standardもcontent standardも、言語ごと、国ごと、地域ごと、機関ごと、メディア (物理的媒体) ごと等の単位で作られることが多いが、以下では「一国全体を対象とする」「英語の」「メディアを特定しない包括的な」content standardを扱うことにする。

ただ、content standardを直訳的に「内容の標準」としたのでは少々分かりにくい。アーカイブズ資料の場合、「内容」は資料そのものに記されている情報のことを指すのが普通であるし、「コンテンツ」の語はまた別の意味で近年用いられている。図書館界でcontent standardに相当するのは、日本目録規則、英米目録規則等の「目録規則」である。しかし、これまでも指摘されてきたように、集会的記述、叙述的記述等の基本的特性を有するアーカイブズ資料を扱う場合、図書館で用いられる目録記入のシステムは不十分な場合が多い⁸⁾。また、「目録」の語は伝統的な冊子体目録のみを指すという誤解を招く恐れがある。そこで本稿では、content standardにあたる語として「目録規則」ではなく「記述規則」を用いる。なお以下では、記述「規則」は個別規則の集合 (rules) としてのcontent standardを表し、そこに収録された個別の規則 (rule) については便宜上「規定」と称することにする。

2.2 研究の範囲

本稿では分析の対象を明確化するため、アーカイブズ記述規則については以下の内容に焦点を絞って議論を進めることにする。

第1に、北米における標準的記述規則を分析対象とする。英国のManual of Archival Description (MAD)⁹⁾ など、他国の記述規則は扱わない。

第2に、あくまでアーカイブズを対象とする記述規則を取り上げる。今日のアーカイブズ学において記述の問題を考える場合、従来型のアーカイブズのみならず記録管理を含めた包括的なrecordkeepingの枠組みにおいて検討すべきことは明らかだが¹⁰⁾、これまでの経緯及び多くの機関における業務実態を考慮し、伝統的なアーカイブズの枠組みに限定して議論を進める。

第3に、本稿は現行・最新の記述規則に定められている内容の比較によって、その類似点と相違点とを具体的に析出することを企図している。各々の記述規則の成立に至る経緯や、その背後にある歴史的・文化的・政治的要因等の解明が研究の目的ではないため、詳しくは言及しない。それらの課題については、歴史学的手法、比較文化論的手法等による本格的な研究が別途必要である。

7) ISAD (G) 第2版の「はじめに」には、「各項目における情報の構造と内容は、適切な国別の規則に従って記録されるのが望ましい」とある。International Council on Archives. "Introduction". General international standard archival description. Committee on Descriptive Standards. 2nd ed., International Council on Archives, 2000, p. 7.

8) この点については以下を参照。安藤正人。「欧米における史料整理と検索手段の理論と技法」。史料保存と図書館学。吉川弘文館, 1986, p. 132-134.

9) 最新版は第3版。Procter, Margaret; Cook, Michael. Manual of archival description. 3rd ed., Gower, 2000, 300p.

10) この点については例えば、安藤正人。「アーカイブズ学の地平」。アーカイブズの科学。国文学研究資料館史料館編。柏書房, 2003, p. 178-179.

3. 北米における記述規則標準化の展開

前述のように、北米における記述標準の歴史を検証すること自体は本稿の目的ではないが、現行の記述規則を分析する上で、それらを生み出す背景となった経緯を理解することが重要なものはいうまでもない。ここでは規則制定当事者の論述や先行研究に基づき、論旨と関係が深いと思われる点を簡潔にまとめることにする。具体的には以下の点である。

- ・図書館界における英米目録規則¹¹⁾の制定
- ・米国におけるAPPM¹²⁾の制定からDACS¹³⁾の制定まで
- ・カナダにおけるRAD初版¹⁴⁾の制定からRAD2008年改訂版¹⁵⁾の制定まで

以下、上記の順序に従って概観していくが、主な記述規則の制定や関連する事項を時系列に沿った形で表1にまとめたので、あわせて参照されたい。

表1 北米のアーカイブズ記述規則に関する略年表

年月	米国	CUSTARDプロジェクト	カナダ	その他
1967年				AACR初版
1978年				AACR第2版
1983年	MARC AMCの公認			
1983年	APPM初版			
1985年			アーカイブズ記述標準作業部会の報告書	
1987年			記述標準計画委員会の設置	
1989年	APPM第2版			
1990年			RAD初版の刊行開始	
1992年				マドリッド原則
1994年				ISAD (G) 初版
1996年			RAD初版の完成	ISAAR (CPF) 初版
1998年	EAD1.0版			
2001年		プロジェクト初会合		
2002年	EAD2002年版	「CUSTARDプロジェクトの原則に関する声明」		
2003年1月		草案の作成		
2003年4月		プロジェクト最後の会合		
2003年8月	DACS策定の方針を発表			
2004年	DACS初版			
2005年			報告書「RAD第2版に向けて」	
2008年			RAD2008年改訂版	

- 11) 第2版は、American Library Association; Gorman, Michael; Winkler, Paul W. *Anglo-American cataloguing rules*. 2nd ed., American Library Association, 1978, 620p. 日本語版は、丸山昭二郎ほか訳。英米目録規則。第2版日本語版、日本図書館協会、1982、696p. 以下の引用部分ではこの日本語版を用いる。ただし、コンマ (,) は読点 (、) に置き換える。
- 12) Hensen, Steven. *Archives, personal papers and manuscripts: a cataloging manual for archival repositories, historical societies and manuscript libraries*. 2nd ed., Society of American Archivists, 1989, 196p.
- 13) Society of American Archivists. *Describing archives: a content standard*. Society of American Archivists, 2004, 269p.
- 14) Bureau of Canadian Archivists, Planning Committee on Descriptive Standards. *Rules for archival description*. Bureau of Canadian Archivists, 1990.
- 15) Bureau of Canadian Archivists, Canadian Committee on Archival Description. *Rules for archival description*. Revised version, Bureau of Canadian Archivists, 2008, <http://cdncouncilarchives.ca/archdesrules.html>, (accessed 2008-08-14)

3.1 英米目録規則

英米目録規則 (Anglo-American Cataloguing Rules (AACR)) は、英語圏の図書館界における目録作成のための標準的規則である¹⁶⁾。初版は1967年に刊行されたが、この時は同じ名称を用いつつも、北米版と英国版が別々に出版される形となった。しかし、1978年に刊行されたAACR第2版 (以下「AACR2」) では、米国図書館協会、米国議会図書館、カナダ目録委員会、英国図書館協会、英国国立図書館による「AACR改訂のための合同運営委員会」によって、単一の標準的規則の策定が成し遂げられている。

AACR2の重要な特徴としては、1) 記述の項目と各項目の間を区分する区切り記号法について、国際標準書誌記述 (ISBD) の枠組みに準拠している、2) 図書以外にも、「第4章 手稿 (手稿集を含む)」など多様な資料を網羅的に扱っている、3) 現在、日本語を含め20以上の言語に翻訳されている、等が挙げられる。その後、1988年、1998年、2002年に改訂がなされており、今後も大幅な改訂が予定されている¹⁷⁾。

3.2 APPMからDACSへ

AACR2の「一般的序論」の冒頭では、アーカイブズを主に所蔵する機関は「本規則を目録作業の基礎として用い、必要に応じて独自の規定をこれに加えることを勧める」としている。しかし実際は、AACR2の規定はアーカイブズ資料を扱う場合には不十分であり、「独自の規定」の必要性が米国のアーキビストの間で認識されていた。AACR2の発表から5年後の1983年、米国議会図書館のHensenによって、Archives, Personal Papers and Manuscripts (APPM) の初版が刊行された。APPMはAACR2の構成を援用しつつ、集合的記述、記述の階層レベルなどのアーカイブズ学的考え方を導入している点が最大の特徴である。なお1989年発行の第2版には、米国アーキビスト協会 (SAA) 公認標準としての地位が与えられた。

その後、最新の記述規則であるDescribing Archives: A Content Standard (DACS) が制定されるまでの経緯に関しては、米国とカナダ両国の統合的な記述規則を作ろうとした「CUSTARDプロジェクト」に触れる必要がある。このプロジェクトが始まった要因としては、まずAPPMがSAAの公認を受けた際、定期的に見直しを行うことが計画されていたことがある。また、同協会が関与して1998年に1.0版が策定されたstructure standardであるEADとも整合性をとることが求められた。さらに、国際標準であるISAD (G) (初版は1994年発表) やISAAR (CPF) (初版は1996年発表) も考慮に入れる必要があった。一方のカナダでは、後述するようにRADの初版が1996年に一応の完成をみたことから、全面的な改訂の検討を本格化させる条件が整ったものと考えられた。このように、両国において記述規則の改訂が予定されていたことが契機となって、北米全体を対象とした新規規則の策定が模索されたといえる。

全米人文科学基金 (National Endowment for the Humanities) の助成金を得たこのプロジェクトは、両国の専門家で構成される「カナダ・米国アーカイブズ記述作業部会」(Canada-U.S.

16) 主に参照したのは、坂本博，“英米目録規則 (AACR)”，講座図書館の理論と実際3：目録法と書誌情報，丸山昭二郎編，雄山閣，1993，p. 98-103.

17) 現時点では、Resource Description and Access (RDA) に名称を変更した上で、2009年発表の予定である。The Joint Steering Committee for Development of RDA. <http://www.collectionscanada.gc.ca/jsc/>, (accessed 2008-08-14).

Task Force on Archival Description) によって進められ、CUSTARDプロジェクトという略語が与えられた。カスタードは卵や牛乳などを混ぜ合わせて作ることから、RAD、APPM、ISAD (G)等の各種標準の調整・融合を含意しているという。プロジェクトはまず、規則の開発の基盤となる原則について合意を得ることとし、「CUSTARDプロジェクトにおける原則の声明」¹⁸⁾を2002年5月に発表した。これは、「fond尊重の原則はアーカイブズ編成・記述の基本である」をはじめとする理論的・原則的内容を列挙し、解説した文書である。その後も数回の会合を重ね、2003年1月には新規則の草案をいったん作成するに至った。

しかし、同年4月の会合を最後にCUSTARDプロジェクトは終焉を迎えることとなる。その理由について、後に策定されるDACSは「2003年春までに、カナダと米国の実務の間には著しい相違があり、現時点では共通のcontent standardの策定は不可能であることが明らかとなった」¹⁹⁾と簡潔に記すのみで、「著しい相違」とは具体的に何であるかについては述べていない。CUSTARDのプロジェクト・マネージャーであったDrydenは、カナダと米国の文化の違いを背景として挙げている。それによれば、プラグマティズムの伝統を有する米国では、とにかくできるだけ早く何かを生み出そうとするのに対し、カナダは熟考を重ね、じっくり合意を形成していくアプローチをとる傾向が強いのだという²⁰⁾。いずれにせよ、両者の相違点がどのようなものであったかについては、後に具体的にみていきたい。

CUSTARDプロジェクトの米国代表メンバーは、作成された草案を修正する形で、米国の新たな記述規則制定を進めることにした。2003年8月にこの方針が発表された後の動きは素早く、原案発表と意見募集を経て、1年後の2004年8月に行われたSAA年次大会においてDACS初版が発表された。

SAA標準委員会が2008年6月に発表した調査結果によれば、回答者の86%が業務においてDACSを利用または参照していた。AACR2については65%、APPMについては28%という結果であり、発表から4年足らずでDACSが着実に普及しつつあることがうかがえる²¹⁾。

3.3 RAD初版からRAD2008年改訂版へ

カナダは英語圏とフランス語圏の地域を抱える多言語国家である。フランス語圏のケベック州アーキビスト協会と英語圏のカナダ・アーキビスト協会の各代表で構成されるカナダ・アーキビスト・ビューロー (Bureau of Canadian Archivists) が設けたカナダ・アーカイブズ記述標準作業部会は、1985年に報告書をまとめた²²⁾。ここには、記述標準の策定にあたってはAACR2と同じくメディアごとに標準開発を進める、人名・地名・団体名の確定のためにAACR2を利用する、などの勧告が盛り込まれており、これがその後の標準開発の方向を定めることになる。

18) CUSTARD Project. "Statement of principles for the CUSTARD project". Society of American Archivists. <http://www.archivists.org/news/custardproject.asp>, (accessed 2008-08-11).

19) Society of American Archivists. "Preface". Describing archives: a content standard. Society of American Archivists, 2004, p. vi.

20) Dryden, Jean. Cooking the perfect custard. Archival Science. 2003, no. 3, p. 27-42.

21) SAA Standards Committee. "Response summary report". Society of American Archivists. http://www.archivists.org/saagroups/standards/docs/SAA%20Survey%20Gizmo%20Report_%20Response%20Summary%20Report.pdf, (accessed 2008-08-06).

22) RAD初版の制定に至る経緯に関して主に参照したのは、Haworth, Kent. The development of descriptive standards in Canada: a progress report. Archivaria. 1992, no. 34, p. 75-90.

勧告を受けた同ビューローは1987年1月、記述標準計画委員会を設置した。計画委員会はまず、フォンドレベル記述作業部会を設け、その後、文字資料、動画資料、録音資料などの各種メディアに特化した記述に関する作業部会が作られた。さらに、それら各種メディアの記述に共通する規則の枠組みを作ることの必要性が唱えられるようになったことから、計画委員会が「記述総則」を起草した。これが第1章となり、各種メディアに関する以下の章はいずれも、第1章で示されたものと同じ構成をとることになった。

1990年、Rules for Archival Description (RAD) 初版の刊行が始まった。規則全体が一挙に完成・公開されるのではなく、メディアごとに策定された各章が順次刊行されていった点もRADの特徴の一つである。1996年に全体が刊行され一応の完成をみたが、その後も第11章と第12章が追加されるなどしている。

Duffの調査では、カナダのアーカイブズ機関のうち、71%がRAD初版を利用しているという結果が出ていた。RAD利用機関のうち、文字資料を記述する際に利用されることが最も多く(97%)、画像資料がその次に多かった(70%)²³⁾。

CUSTARDプロジェクトの終了を受け、カナダ・アーキビスト・ビューローに設けられたカナダ・アーカイブズ記述委員会は、同プロジェクトが作成した記述規則の草案をベースとしつつRAD第2版の制定を目指すこととし、2004年1月、第2版の草案を発表した²⁴⁾。同年9月にかけて草案に対する意見募集を行った結果、全国から肯定的な反応とともに問題点の指摘も多く寄せられた。そのため委員会では以後の進め方として、RADの改訂を見送る案から、全国的な合意を得るために徹底的に協議を続ける案までが検討された。結果的に、迅速な改訂を優先する観点から、多くの合意を得た点に限って、小規模な改訂を行う方向に落ち着いた。草案発表から4年余の準備期間を経て、2008年7月、改訂版(以下「RAD2008」)は正式公開されるに至った。

4. 構成の比較

記述規則の特徴は、まず何よりもその構成によく表現されている。個々の規定について検討する前に、規則全体の構成と記述項目の構成の仕方から比較を始めたい。以下、()内の記号等は各記述規則における当該項目の番号・標題である。

4.1 全体の構成

最初に、規則全体の構成について概観する。表2は、DACS、RAD2008、AACR2の構成を比較すべく、主に各規則の章に該当する部分を抽出し、比較可能な項目を横に並べて配置したものである。

23) Duff, Wendy. The acceptance and implementation of the Rules for Archival Description by Canadian archives: a survey. *Archivaria*. 1999, no. 47, p. 27-45.

24) RAD第2版の制定に関しては、Canadian Committee on Archival Description. "Toward a second edition of RAD: a report". Canadian Council of Archives. 2005. http://www.cdncouncilarchives.ca/RAD2_FinalReport.pdf, (accessed 2008-08-06).

表2 全体の構成の比較

DACS	RAD2008	AACR2
	委員会と作業部会	
まえがき	序文	序文
謝辞	2008年改訂版まえがき 1990年版まえがき	委員会
原則の声明	原則の声明	
アーカイブズ記述の概要	一般的序論	一般的序論
第I部 アーカイブズ資料の記述	第I部 記述	第I部 記述
序論	序論	序論
1. 記述レベル	1. 記述総則	1. 記述総則
2. 識別に関する項目	2. 多種メディアからなる記述単位 についての規則	2. 図書、パンフレットおよび印刷し た一枚もの
3. 内容と構造に関する項目	3. 文字記録	3. 地図資料
4. アクセスと利用条件に関する項目	4. 画像資料	4. 手稿（手稿集を含む）
5. 収集と評価選別に関する項目	5. 地図資料	5. 楽譜
6. 関連資料に関する項目	6. 建築・技術図面	6. 録音物
7. 注記に関する項目	7. 動画資料	7. 映画およびビデオ録画
8. 記述の制御に関する項目	8. 録音資料	8. 静止画像資料
	9. 電子形態の記録	9. 機械可読データファイル
	10. マイクロ形態の記録	10. 3次元工芸品・実物
	11. 実物資料	11. マイクロ資料
	12. 切手資料	12. 逐次刊行物
	13. 個別アイテム	13. 分出
第II部 作成者の記述	第II部 標目および参照	第II部 標目、統一タイトルおよび 参照
序論	序論	序論
9. 作成者の同定	21. アクセス・ポイントの選定	21. アクセス・ポイントの選定
10. 組織歴・履歴		
11. オソリティ・レコード		
第III部 名称の形式		
序論		
12. 個人・家の名称の形式	22. 個人標目	22. 個人標目
13. 地名の形式	23. 地名	23. 地名
14. 団体名の形式	24. 団体に対する標目	24. 団体に対する標目
	25. 統一タイトル	25. 統一タイトル
	26. 参照	26. 参照
付録	付録	付録
	A. 大文字使用法	A. 大文字使用法
	B. 略語	B. 略語
	C. 数詞	C. 数詞
	D. 用語解説	D. 用語解説
A. 用語解説		
B. 関連のある標準類		
C. 項目の対応関係		
D. EADとMARC21を用いた事例		

※算用数字は章の番号。

1) 章の構成

表2から明らかなように、RAD2008は、2部構成となっている点、{}頭に「一般的序論」や「第1章 記述総則」を設けている点、第II部や付録の構成、章のタイトルといった点で、AACR2と極めて類似している。DACSは、まず第I部で資料の記述を扱っている点、第III部の構成といった点ではAACR2と類似してはいるが、RAD2008ほどの共通点は見出せない。

RAD2008とDACSには共通して存在するが、AACR2にはないのが「原則の声明」である。「CUSTARDプロジェクトにおける原則の声明」をベースにしつつ、それぞれに若干の追加修正を加えた内容となっている。{}頭でアーカイブズ独自の理論・原則を明確に提示していると

ころに、AACR2との違いが際立って表れているのである。

2) 記述項目ごとか、メディアごとか

RAD2008の第I部は、第3章から第12章までは、資料の内容を記録しているメディアごとに1章を設けており、このような章構成はAACR2と類似している。ただし、扱っているメディアの種類と章の順序は多少異なる。すなわち、「画像資料」「地図資料」「動画資料」「電子形態の記録」「マイクロ形態の記録」「実物資料」については、AACR2にも同様の章があるが、それ以外の章は一致していない。図書館とアーカイブズ機関の間の所蔵資料におけるメディアの違いがここに表れている。

DACSの第I部は、このようなメディアごとの構成ではなく、記述項目をその果たす役割によってグループ化し、グループごとに章を割り当てている。各種メディアの扱いについてDACSは、「そのような資料の記述のための標準は、図書館界やアーカイブズ界の他のグループによって作成・維持されており、それらの規則を再構築し、それにとって代わろうとするのは厚かましく、また維持が困難である。そのような専門的規則が必要なアーキビストは、付録Bに挙げた特定メディアのための標準類を参照されたい」(Preface) としている。

3) 第II部を分離するか否か

RAD2008の第II部は、「統一タイトル」(無著者名古典、聖典等に適用)を扱う章が存在しないこと以外は、AACR2と同様の章構成を採用している。

DACSは、記録を作成・収集・蓄積・維持・利用してきた個人・団体・家についての情報(組織歴・履歴など)を記述することと、その個人・団体・家の名称をどのように記述するかは別の問題であるという立場から、両者を別の部に分けている。

4) 他の標準類に言及するか

RAD2008はAACR2と同様、この記述規則さえ参照すればアーカイブズ機関が所蔵するどのようなメディアの資料にも対応できるような、包括的な標準となることを意図して制定されている。

前述のとおり、DACSはそのような方針はとらず、特定メディア用の既存の記述標準を付録Bに列挙し、必要に応じて参照することを推奨している。また付録Cとして、APPM、ISAD (G)、ISAAR (CPF)、EAD、MARCがそれぞれ定める記述項目と、DACSの記述項目との対応表を掲載している。

5) 記述の表記方法についてどこまで規定するか

RAD2008は付録で、記述における大文字使用法、略語、数詞について詳細に言及するとともに、「第1章 記述総則」では区切り記号法を定めている。これらは基本的にAACR2の規定を踏襲したものである。

DACSはそれらについてはほとんど定めていない。例えば、「正式タイトルを記入する場合、AACR2の適切な章(中略)または付録Bにある、多様な資料のための特別の標準類に記された所定の情報源から情報を転記する。正式タイトルを転記するための規則はここでは示さない」(2.3.2) としている。

表3 記述項目の構成の比較

DACS [第1部 アーカイブズ資料の記述]	RAD2008 [第1章 記述総則]	AACR2 [第1章 記述総則]
序論	1.0 通則 1.0A. 予備規則 1.0B. 記述の構成 1.0C. 区切り記号法 1.0D. 記述の精粗のレベル 1.0E. 記述の言語と文字 1.0F. 誤表示の類 1.0G. アクセントとその他の区別的発音符	1.0 通則 1.0A. 情報源 1.0B. 記述の構成 1.0C. 区切り記号法 1.0D. 記述の精粗のレベル 1.0E. 記述の言語と文字 1.0F. 誤表示の類 1.0G. アクセントとその他の区別的発音符 1.0H. 複数の主情報源がある記述対象
2.3 タイトル	1.1 タイトルと責任表示エリア 1.1A. 予備規則 1.1B. 本タイトル 1.1C. 一般資料表示 1.1D. 並列タイトル 1.1E. タイトル関連情報 1.1F. 責任表示	1.1 タイトルと責任表示エリア 1.1A. 予備規則 1.1B. 本タイトル 1.1C. 一般資料表示 1.1D. 並列タイトル 1.1E. タイトル関連情報 1.1F. 責任表示 1.1G. 総合タイトルのない記述対象
	1.2 版エリア 1.2A. 予備規則 1.2B. 版表示 1.2C. 版に関連する責任表示	1.2 版エリア 1.2A. 予備規則 1.2B. 版表示 1.2C. 版に関連する責任表示 1.2D. 刷次の版表示 1.2E. 刷次の版表示に関連する責任表示
	1.3 資料特性細目クラスエリア 1.3A. 予備規則	1.3 資料 (または刊行形式) 特性細目エリア
2.4 日付	1.4 作成日エリア (出版、頒布などを含む) 1.4A. 予備規則 1.4B. 作成日 1.4C. 出版地、頒布地など 1.4D. 出版者名、頒布者名など 1.4E. 出版者、頒布者などの役割表示 1.4F. 出版日、頒布日など 1.4G. 製作地、製作者名、製作日	1.4 出版、頒布などのエリア 1.4A. 予備規則 1.4B. 通則 1.4C. 出版地、頒布地など 1.4D. 出版者名、頒布者名など 1.4E. 出版者、頒布者などの役割表示 1.4F. 出版年、頒布年など 1.4G. 製作地、製作者名、製作年
2.5 数量	1.5 形態的記述エリア 1.5A. 予備規則 1.5B. 記述単位の数量 (特定資料表示を含む) 1.5C. その他の形態的細目 1.5D. 大きさ 1.5E. 付属資料	1.5 形態的記述エリア 1.5A. 予備規則 1.5B. 資料の数量 (特定資料表示を含む) 1.5C. その他の形態的細目 1.5D. 大きさ 1.5E. 付属資料
	1.6 出版者シリーズエリア 1.6A. 予備規則 1.6B. 出版者シリーズの本タイトル 1.6C. 出版者シリーズの並列タイトル 1.6D. 出版者シリーズのタイトル関連情報 1.6E. 出版者シリーズに関連する責任表示 1.6F. 出版者シリーズ番号	1.6 シリーズエリア 1.6A. 予備規則 1.6B. シリーズの本タイトル 1.6C. シリーズの並列タイトル 1.6D. シリーズのタイトル関連情報 1.6E. シリーズに関連する責任表示 1.6F. シリーズのISSN 1.6G. シリーズ番号 1.6H. サブシリーズ 1.6I. 2以上のシリーズ表示
2.7 組織歴・履歴 5.1 保管歴 3.1 範囲と内容	1.7 アーカイブズ記述エリア 1.7A. 予備規則 1.7B. 組織歴・履歴 1.7C. 保管歴 1.7D. 範囲と内容	
7. 注記に関する項目 3.2 編成方法 4.1 アクセス条件 4.2 物理的アクセス 4.3 技術的アクセス 4.4 複製・利用条件 4.5 言語・文字 4.6 検索手段 5.2 直接の入手先 5.4 追加受人 6.1 原本の有無と所在 6.2 複製の有無と所在 6.3 関連資料 1. 記述レベル 2.1 レファレンス・コード 2.2 所属機関の名称・場所 2.6 作成者名 5.3 評価選別・廃棄・保存期間 6.4 出版 8. 記述の制御に関する項目	1.8 注記エリア 1.8A. 予備規則 1.8B. 注記 1.8B13 編成 1.8B16 アクセス、利用、複製、出版の制限 1.8B9 形態的記述 (1.8B16 アクセス、利用、複製、出版の制限) (1.8B16 アクセス、利用、複製、出版の制限) 1.8B14 言語 1.8B17 検索手段 1.8B12 直接の入手先 1.8B19 追加受人 1.8B15 原本と複製 (1.8B15 原本と複製) 1.8B20 記述単位以外の関連記録グループ	1.7 注記エリア 1.7A. 予備規則 1.7B. 注記
	1.8B1 別の形のタイトル 1.8B2 本タイトルの情報源 1.8B3 並列タイトルとタイトル関連情報 1.8B4 タイトルの継続部分 1.8B5 責任表示 1.8B6 特定と推測 1.8B7 版 1.8B8 作成日 (出版、頒布などを含む) 1.8B10 出版社シリーズ 1.8B11 英数字表示 1.8B18 共通出所資料 1.8B21 一般的注記	
	1.9 標準番号エリア 1.9A. 予備規則 1.9B. 標準番号	1.8 標準番号と入手条件エリア 1.8A. 予備規則 1.8B. 標準番号 1.8C. キータイトル 1.8D. 入手条件 1.8E. 説明語句 1.9 補遺資料 1.10 複数の種類の資料を組み合わせた資料 1.11 複製、写真複製、およびその他の複製

*RAD2008のみ、「1.8 注記」項目内のサブ項目を示した。

4.2 記述項目の構成

次に、記述項目の構成をみている。DACSでは、記述項目は第I部の構成にあらわれているが、RAD2008は「第1章 記述総則」で一般的な記述項目を示し、第2章以下ではその項目を用いることになっている。そこで、DACSの第I部とRAD2008の第1章を比較することにする。これを示したのが表3で、ここでは参考のため、AACR2の第I部の記述項目を右側に付している。

1) エリアの構成

表3にみられるように、RAD2008は、記述項目及びそのグループである「エリア」の構成や名称がAACR2と極めて類似している。両者の主な相違点としては、

- ・1.4のエリア名が異なる
- ・1.6のエリア名とその下部の記述項目名が異なる
- ・RAD2008では「1.7 アーカイブズ記述エリア」が設けられている

表4 ISAD (G) 第2版の記述項目との比較²⁵⁾

ISAD (G) 第2版 「第3章 記述項目」	DACS 「第I部 アーカイブズ資料の記述」	RAD2008「第1章 記述総則」
3.1.1 レファレンス・コード	2.1 レファレンス・コード 2.2 所蔵機関の名称・場所	
3.1.2 タイトル	2.3 タイトル	1.1B. 本タイトル
3.1.3 日付	2.4 日付	1.4B. 作成日
3.1.4 記述レベル	1. 記述レベル	
3.1.5 記述単位の数量・メディア	2.5 数量	1.5B. 記述単位の数量 (特定資料表示を含む)
3.2.1 作成者名	2.6 作成者名	
3.2.2 組織歴・履歴	2.7 組織歴・履歴	1.7B. 組織歴・履歴
3.2.3 伝来	5.1 保管歴	1.7C. 保管歴
3.2.4 直接の入手先・移管元	5.2 直接の入手先	1.8B12 直接の入手先
3.3.1 範囲と内容	3.1 範囲と内容	1.7D. 範囲と内容
3.3.2 評価選別・廃棄・保存期間	5.3 評価選別・廃棄・保存期間	
3.3.3 追加受入	5.4 追加受入	1.8B19 追加受入
3.3.4 編成方法	3.2 編成方法	1.8B13 編成
3.4.1 アクセス条件	4.1 アクセス条件	1.8B16 アクセス、利用、複製、出版の制限
3.4.2 複製条件	4.4 複製・利用条件	(1.8B16 アクセス、利用、複製、出版の制限)
3.4.3 言語・文字	4.5 言語・文字	1.8B14 言語
3.4.4 物的特徴・技術的要件 (3.4.4 物的特徴・技術的要件)	4.2 物理的アクセス 4.3 技術的アクセス	1.8B9 形態的記述 (1.8B16 アクセス、利用、複製、出版の制限)
3.4.5 検索手段	4.6 検索手段	1.8B17 検索手段
3.5.1 原本の有無と所在	6.1 原本の有無と所在	1.8B15 原本と複製
3.5.2 複製の所在	6.2 複製の有無と所在	(1.8B15 原本と複製)
3.5.3 関連する記述単位	6.3 関連資料	1.8B20 記述単位以外の関連記録グループ
3.5.4 出版情報	6.4 出版	
3.6.1 注記	7. 注記に関する項目	1.8B21 一般的注記
3.7.1 記述に関する注記	8. 記述の制御に関する項目	
3.7.2 記述規則		
3.7.3 記述作成日		

※RAD2008のみ、「1.8注記」項目内のサブ項目を示した。また、ISAD (G) 第2版と対応しない記述項目は省略した。

25) 表の作成に際しては、DACSの付録にある対応表を参照した。Society of American Archivists. "Appendix C Crosswalks". Describing archives: a content standard. Society of American Archivists, 2004, p. 213-224. また、ISAD (G) 第2版の記述項目名は、初版の日本語訳である以下の文献を参照しつつ一部修正を施した。"国際標準：記録史料記述の一般原則ISAD (G)". 記録史料記述の国際標準。アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳。北海道大学図書刊行会、2001、p. 21-54.

・RAD2008では「1.9 標準番号エリア」の記述項目がAACR2と比べ少ないが挙げられる。

一方でDACSは、AACR2の記述項目と対応するといえるのは「タイトル」「日付」「数量」の3項目しかない。残りの項目は、一部RAD2008の「1.8 注記」内のサブ項目と一部対応しているので、1.8に限りRAD2008のサブ項目を示した。

2) ISAD (G) にどこまで準拠するか

表4は、ISAD (G) 第2版を中心にDACSとRAD2008 (「1.8 注記」のサブ項目を含む) の記述項目を対応させたものである。DACSの記述項目はAACR2のそれにはあまり対応していない一方で、ISAD (G) のそれとは極めて類似している。この点に関して、DACSの制定に中心的な役割を果たした一人であるKieslingは、「概して、ISAD (G) は米国では無視されてきた。(中略) DACSがISAD (G) とISAAR (CPF) に強く根ざしていることに驚嘆させられる米国のアーキビストがいることは間違いないだろう」²⁶⁾ という。ISAD (G) にあってRAD2008にない項目は、「記述レベル」「レファレンス・コード」「作成者名」「評価選別・廃棄・保存期間」「出版情報」「記述に関する注記」「記述規則」「記述作成日」である。

5. 個別規定の比較

次に、記述項目内の個々の規定のレベルにおいてAACR2とDACS、RAD2008の比較を行う。前述のとおり、DACSの記述項目でAACR2のそれと明らかに対応しているものは「タイトル」「日付」「数量」の3つであるため、これらを比較の対象とする。ただし、これらの項目それぞれについて詳細な規定があり、全てを検討することはできないので、各項目につき1つの課題に焦点を絞って分析を行う。

5.1 タイトル

ここでは、タイトルの記述に関して、記述担当者の裁量・判断をどこまで認めているのか、という点を検討する。アーカイブズ資料の場合、資料そのものには完全なタイトルが示されていないことが多く、記述担当者の知識や慣習によってタイトルの付け方が左右される部分が多い。

AACR2の「1.1B 本タイトル」では、「本タイトルは、言葉づかい、語順、つづり字を正確に転記する」(1.1B1) ことを原則としている。記述者が補記タイトル (supplied title) を作り出すのは、「規定の主情報源、またはその代替物がない記述対象」や、「いかなる情報源にもタイトルが見つからない場合」のみに限定されている²⁷⁾。また、「このような補充したタイトルや、作り出したタイトルは角がっこに入れる」(1.1B7)²⁸⁾。

26) Kiesling, Kris. "Why two standards?: RAD2 and DACS". Wien, 2004-08-23/29, International Council on Archives. 2004, http://www.wien2004.ica.org/imagesUpload/pres_140_KIESLING_Z-DRY%2001.pdf, (accessed 2008-08-05).

27) ただし、「本タイトルに説明が必要なときは、タイトル関連情報として、本タイトルと同じ言語で、簡潔な付記をする」(1.1E6) ことも許容されている。

28) 「角がっこ」は [] のこと。

DACSの「2.3 タイトル」では、補記タイトルの付け方について定めている。これは、「記述される資料の正式なタイトルがない場合、または正式タイトルが誤解を招くか不適切な場合に、アーキビストによって付与されるもの」であり、「通常、アーキビストはアーカイブズ資料に補記タイトルを付ける」(2.3) のだという。補記タイトルは、「名称を表す語+記述単位の性質を表す語」という形をとるのが一般的であるとする。この場合の名称とは、「資料の作成・収集・蓄積・維持を主に担った個人・家・団体の名称」(2.3.4) であり、一般的に知られている形式で名称を記入するのが原則である。「記述単位の性質」とは次のようなものである。政府機関または民間団体(企業やクラブなど)が作成・収集・蓄積・維持・利用した資料にはrecordsの語を補記する。個人または家が作成・収集・蓄積・維持・利用した資料にはpapersの語を補記する。意図的に収集されたコレクションにはcollectionの語を補記する(2.3.18)。つまり、タイトルにはrecords、papers、collectionといった語を含めるという規定である(例: British American Tobacco Company records、Semans family papers)。なお、「補記タイトルを角がっこで囲むことはしない」(2.3.3)。Kieslingによれば「アーカイブズ資料の記述における情報の大部分はアーキビストが補記するものという前提」²⁹⁾があるためである。

RAD2008の「1.1 本タイトル」では、ファンドまたはコレクションについての本タイトル(主なタイトル)の補記について定めている。これもDACSと同様、「名称を表す語+記述単位の性質を表す語」という形で構成される。名称は、「ファンドまたはコレクション全体の作成を主に担った個人・家・団体の名称」(1.1B3b)である。「記述単位の性質」については、fondsまたはcollectionの語を補記するとしている(例: Adele Wiseman fonds)。「補記本タイトルは角がっこに入れない」(1.1B2)としている点も、DACSと同様である。

このようにAACR2では、記述者の判断でタイトルを補記するのは例外的とされ、それを行う場合は角がっこで囲むことになっている。一方でDACS及びRAD2008では、ともに補記タイトルについて詳細な規定を行い、「名称を表す語+記述単位の性質を表す語」の形で記入すると定める点も共通している。また、アーカイブズ資料の場合、アーキビストによる補記は例外ではなくむしろ一般的であるため、煩雑さを避けるべく角がっこを用いないとしている。記述単位の性質を表す語については、DACSはrecords、papers、collectionを用い、RAD2008はfonds、collectionを用いる。Kieslingによれば、「もちろん、アーカイブズの学生が編成・記述について学ぶ際にはファンド尊重は教えられるが、米国では【ファンド】の語はアーカイブズ資料の記述において用いられていない」³⁰⁾という。fondsの語の使用に関する両者の違いを反映している点である。

5.2 日付

ここでは、日付(年代)の記述に関して、資料自体に日付が明示されておらず、記述担当者

29) Kiesling, Kris. "Why two standards?: RAD2 and DACS". Wien, 2004-08-23/29, International Council on Archives. 2004, http://www.wien2004.ica.org/imagesUpload/pres_140_KIESLING_Z-DRY%2001.pdf, (accessed 2008-08-05).

30) Kiesling, Kris. "Why two standards?: RAD2 and DACS". Wien, 2004-08-23/29, International Council on Archives. 2004, http://www.wien2004.ica.org/imagesUpload/pres_140_KIESLING_Z-DRY%2001.pdf, (accessed 2008-08-05).

が推定した日付を記述した場合、それをどのように表現するか、またどこまで詳しく表現するか、という点を検討する。アーカイブズ資料の場合、資料には日付が明記されていないことは多く、記述担当者にとって日付の推定が最も困難かつ重要な仕事とされている場合もある。

AACR2の「1.4F 出版年、頒布年など」では、推定の日付は角がっこに入れ、例えば以下のように記載することになっている。

- 1) 「およそ1960年」の場合、[ca. 1960]
- 2) 「1970年代であることは確実」の場合、[197-]
- 3) 「1971年か1972年のいずれか」の場合、[1971 or 1972] (1.4F7)

RAD2008の「1.4B 作成日」では、上記の例についてはAACR2と全く同じ内容を規定している(1.4B5)。

DACSの「2.4 日付」によれば、上記の例の場合はそれぞれ以下のとおりである。

- 1) 「およそ1960年」の場合、approximately 1960
- 2) 「1970年代であることは確実」の場合、1970s
- 3) 「1971年か1972年のいずれか」の場合、1971 or 1972 (2.4.15)

つまり、AACR2及びRAD2008が角がっこを用いて推定の日付であることを表現するのに対し、DACSは角がっこを用いず、「ca.」のような略語も使用しないことを推奨している。この点についてDACSは、「略語は全ての利用者が理解できない可能性があるため」(2.4.12の注31)としている。

AACR2の「1.4F 出版年、頒布年など」では、日付は年のみをアラビア数字で記載するのが前提のようにしている。他の章でも、「出版、頒布などのエリア」においては、月・日の記載は、「第4章 手稿（手稿集を含む）」や「第12章 逐次刊行物」等の場合のみにしかみられない。DACS及びRAD2008に収録されている事例では、年・月または年・月・日の記載が多くみられる。DACSは年・月・日の順の記載（例：1906 March 17）が望ましいとしている（2.4.14）。RAD2008は各機関の方針に委ねるとしている（1.4B2の注15）。

5.3 数量

ここでは、数量の記述に関してどのような表記を行うか、という点を検討する。アーカイブズ記述の基本は集合的記述であり、その中には多様なメディアや形態の資料の記述を含む場合も多い。さらに、利用者にとって数量は、その資料が自らの利用目的にとってどのくらい有用な情報を含んでいそうか、また閲覧にはどのくらいの時間が必要かを見積もる上で不可欠な情報であるため、それらを的確に表現することは大きな課題である。

AACR2の「1.5B 記述単位の数量（特定資料表示を含む）」では、「記述対象資料の物的単位の数量をまず記録し、そのあとに以下の章に詳述する特定資料表示を記録する」（1.5B1）としている。「特定資料表示」は資料の物理的な種類を表す語のことで、メディアごとの各章において、その章ではどのような語を用いるかをそれぞれ定めている。つまり、数量は基本的に「数値＋数値の種類を表す語」の組み合わせで構成されるということである。

DACSもRAD2008も、数量が「数値＋数値の種類を表す語」の組み合わせで構成されるとする点では、AACR2と共通している。数値の種類を表す語については、DACSの「2.5 数量」では、「平方・立方フィート、アイテムの数、容器・入れ物の数として記入する」（2.5.4）としており、記述者に選択の余地がある（例：45 linear feet, 16 boxes）。

一方でRAD2008は、独自の特定資料表示を使うこととしている (1.5B1)。例えば「第4章 画像資料」の場合、collage、drawing、painting、photograph、picture、print、watercolourのいずれかの語を用いることを推奨している (例：200 photographs) (4.5B1)³¹⁾。これらは、AACR2の「第8章 静止画像資料」が指定する特定資料表示とは多少異なる (8.5B1)。このように、DACSに比べてRAD2008は、数値に付与する語についても一定程度の統制を図っている点で、AACR2と類似している。

6. 考察

以上、第4章及び第5章において行った記述規則の構成及び個別規定の比較分析の結果につき、細部を省いて概要をまとめたのが表5である。

これによれば、分析対象とした2つのアーカイブズ記述規則には共通しているが、AACR2とは相違する点、すなわちアーカイブズ記述規則に固有であるといえる点は以下のとおりであった。

第1に、「原則の声明」を収録していることである。CUSTARDプロジェクトの成果に基づき、アーカイブズ編成・記述に携わる人々が共有すべき概念について冒頭で提示・解説している。

第2に、ISAD (G) 第2版が示す記述項目にほぼ対応していることである。これらの項目の

表5 比較分析の結果 (概要)

	比較項目	DACS	RAD2008	AACR2
全体構成	部の構成	3部構成	2部構成	2部構成
	個人名・地名・団体名の形式についての規定	あり	あり	あり
	第I部の構成	記述項目のグループごと	メディアごと	メディアごと
	第II部の構成	「作成者の名称」と「名称の形式」に分割	標目、参照	標目、参照、統一タイトル
	対象とするメディアの範囲	限定的、他の標準類に言及	包括的	包括的
	記述の表記方法の規定	なし	あり	あり
	原則の声明	あり	あり	なし
記述項目	AACR2の記述項目との関係	3項目のみ対応	大部分が対応、「アーカイブズ記述エリア」を設ける	—
	RAD2008の記述項目との関係	「注記」項目内のサブ項目と多く対応	—	大部分が対応
	ISAD (G) の記述項目との関係	ほとんど対応	「アーカイブズ記述エリア」の項目及び「注記」内のサブ項目とほぼ対応	あまり対応せず
個別規定	タイトルの補記	詳細に規定、角がっこで囲まない	詳細に規定、角がっこで囲まない	例外的、角がっこで囲む
	補記タイトルにおける「記述単位の性質を表す語」	records, papers, collection	fonds, collection	規定なし
	推定の日付	角がっこで囲まず、略語を使用しない	角がっこで囲み、略語を使用	角がっこで囲み、略語を使用
	日付の詳しさ	年・月・日を記載	年・月・日を記載	基本的に年のみ記載
	数量における「数値の種類を表す語」	指定せず	特定資料表示を使用	特定資料表示を使用

31) ただし、「1.5C その他の形態的細目」で、重要と思われるその他の情報を自由に記述できる。

大多数はAACR2の項目とは対応しておらず、両者の相違が明瞭になっている点の一つである。

第3に、タイトルについては記述担当者による補記が前提となっていることである。補記の仕方について詳細に規定するとともに、煩瑣を避けるべく補記部分を角がっこで囲まないこととしている。

第4に、日付については年・月・日の記載が基本となっていることである。特に下位の記述レベルについては、年の記載だけでは不十分な場合が多く、必要に応じて推定作業を行いながらできるだけ詳細な日付を確定していく作業が生じる。

以上のうち、とりわけ第3、第4の点は、記述対象となるアーカイブズ資料やその出所について、記述担当者がある程度深く分析・理解し、専門的な立場から判断を下す必要があることと密接な関連があるように思われる。つまり、記述規則に従ったアーカイブズ資料の記述とは決して機械的な転記作業に終始するものではなく、アーキビストは記述データの生成に関して高度な判断能力・主体性をもつことが求められる、という側面を反映しているのではないだろうか。

一方で、同じアーカイブズ記述規則でもDACSとRAD2008では異なる規定となっているものもあった。そのうち、AACR2とRAD2008では類似しているが、DACSとの相違がみられた点は以下のとおり多数あった。

- ・部の構成：2部構成か3部構成か
- ・第I部の構成：メディアごとか記述項目のグループごとか
- ・第II部の構成：「作者の名称」と「名称の形式」に分割するか
- ・対象とするメディアの範囲：包括的か限定的か
- ・記述の表記方法の規定の有無
- ・AACR2の記述項目との対応関係
- ・推定の日付：角がっこで囲むか、略語を使用するか
- ・数量における「数値の種類を表す語」：特定資料表示を使用するか

このようにRAD2008とDACSを比較すると、前者はAACR2との整合性・準拠性を重視するのに対し、DACSは「まえがき」で自ら述べるように、「AACRに示される書誌的モデルと決別し、ある程度はAPPMに則って、より徹底的にアーカイブズ的な記述の方法論を反映」(Preface)させていることは明らかである。

しかし、だからといってDACSのほうがアーカイブズ記述標準としては優れていると直ちに判定できるかどうかは検討の余地がある。AACR2をはじめとする図書館界の方法論に準拠することによって、1) 全国的な書誌データベース等とアーカイブズ検索手段との親和性が高くなる、2) 図書館用のシステムやサービスをわずかな修正のみで援用しやすくなる、3) AACR2に慣れ親しんだ人は比較的容易にアーカイブズ記述規則を使いこなせるようになる、といったメリットが期待できる。また、AACR2への準拠によって実質的な問題が生じていない限り、いたずらに「差別化」を図ることはかえって混乱を招く恐れもある。RADが小規模の改訂にとどまった理由はその辺にあるとも推測される。いずれにせよ、DACSとRAD2008の相違をめぐっては、両国における記述業務の実態や図書館界との関係のあり方なども調査した上でさらなる分析を行う必要があるだろう。

7. おわりに

本稿で扱えなかった論点は多く、いずれも今後の研究課題であると考えている。主なものは以下のとおりである。

- 1) 個別規定の比較分析を、より多くの規定について行う必要がある。
- 2) 例えばRAD2008とAACR2だけを取り上げても、共通して扱っているメディアに関する章の比較、同一名称の記述項目内の規定の比較といった課題が挙げられる。
- 3) 両者の類似点についても、微細に点検すれば多くの相違が表面化する。
- 4) アーカイブズの特性を考える上で重要なオーソリティ・レコードの記述(コンテキストの記述)についての検討は不可欠である。
- 5) 記述レベルの相違によって規定内容が異なる可能性についても考慮する必要がある。
- 6) 個別の規定について、北米におけるアーカイブズ記述研究史の文脈の中での理解が求められる。

20年ほど前、永田らは図書館情報学の立場から次のように述べた。「図書館の日録記述と文書館の日録記述の間では、従来目的論的、方法論的な相違点が強調されることはあっても、共通する方法、システム、標準化について語られることがあまりに少なかった」³²⁾。その後、アーカイブズ界でも国際標準ISAD(G)の制定と受容など様々な動きがみられるが、少なくとも日本国内に限っていえば、20年前の状況は本質的には今も変わっていないと思われる。図書館界の成果を積極的に吸収しつつ、アーカイブズ固有の特性をそこに反映させていった北米のアーキビスト達の努力から、我々が学べるものはまだまだ多くあるといえるだろう。

謝辞

本稿は、科学研究費補助金(若手研究(B))「アーカイブズの特性を反映した記述規則の開発に向けた研究」(研究代表者:坂口貴弘、課題番号20700232)による研究成果の一部である。また、国文学研究資料館名誉教授の安澤秀一氏及び京都大学総合博物館講師の五島敏芳氏からは、研究素材の入手をはじめ様々な面でご支援・ご教示をいただいた。とりわけDACsについては、安澤氏の訳稿を参照する機会に恵まれた。深く感謝申し上げたい。

32) 永田治樹;増田元;竹内比呂也. 文書目録情報のデータベース化の問題点:文書OPAC作成とMARC(AMC)の事例から. 大学図書館研究. 1988, no. 33, p. 50.